

令和元年度 両立支援コーディネーター基礎研修【神奈川会場】受講者からのご質問への回答

2019年8月23日

(独)労働者健康安全機構 神奈川産業保健総合支援センター

関連講義内容	【質問内容】	【回答】
1 「基本的な医療に関する知識」	<p>運転業務・高所作業に従事しているインスリン治療中のDM患者に関し、「主治医Dr.からは『注意喚起のみ』』という講義内容だったと認識(認識違いだったら すいません)しています。主治医Dr.の意見で「注意喚起のみ」となると、産業医Dr.としても就業禁止・判定はなかなか困難で、そうした場合の会社の安全配慮義務はどうなるのだろうと疑問に思いました。</p>	<p>インスリン療法のみでは就労制限にはなりません、低血糖に対する対処、すなわち血糖測定、ブドウ糖等の携行が条件になります。 無自覚性低血糖については(一社)日本糖尿病学会の見解等(※)をご参照ください。</p> <p>※ 「無自覚性低血糖症」を示す者の運転免許証の申請について(日本糖尿病学会・理事会見解) http://www.jds.or.jp/modules/information/index.php?page=article&storyid=28 「一定の病気等に係る運転者対策の推進」(神奈川県警察本部) https://www.police.pref.kanagawa.jp/mes/mesf0207.htm#no5</p> <p>安全配慮義務に加え、事業者は、労働安全衛生法第68条・労働安全衛生規則第61条(労働のため病勢が著しく増悪するおそれのある疾病にかかった者の就業禁止等)の定めを遵守する必要がありますが、これらは、「その労働者の疾病の種類、程度、これについての産業医等の意見を勘案してできるだけ配置転換、作業時間の短縮その他必要な措置を講ずることによって就業の機会を失わせないようにし、やむを得ない場合に(就業を)禁止する趣旨であり、種々の条件を十分に考慮して慎重に判断すべき」(平31・3月改訂「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」2p.から抜粋。関連する通達一昭24・2・10基発第158号、昭33・2・13基発第90号、昭47・9・18基発第601号の1、平12・3・30基発第207号)ものです。</p> <p>このような場合には、安全配慮義務の観点から、「(配置転換等を含めて)就業の継続を前提としながら、病勢の悪化を防ぐ為に、御本人に対し、事業者側は、定期的な血糖値の測定、日常的なブドウ糖の携行・摂取等について、健康管理上の指導を行うことが望ましいと考えます。</p> <p>但し、運転業務・高所作業は、当該労働者の体調悪化等により、御本人だけでなく、第3者も巻き込む災害等を惹起する可能性があることも踏まえ、従前の作業の適否については、注意喚起にとどまらず、事業場の健康管理担当者、産業医Dr.、所属長、御本人間で良く話し合い、配置転換の余地等についても十分に検討すべきものと思われます。</p>
2 講義外(個人情報・提供に関すること)	<p>個人情報提供の件 本日、「不同意書」は提出していないが、後日、改めて「不同意書」を提出することはできるのでしょうか?「不同意書」を提出しない形での今般の“同意”を、後日、撤回できるかー知らない方に名前・アドレスが知られることに少し不安があります。</p>	<p>個人情報の提供を後日、撤回されることは、当然、可能です。 改めて「不同意書」を提出されるときは、(独)労働者健康安全機構 勤労者医療・産業保健部 産業保健課 [〒211-0021 川崎市中原区木月住吉町1-1 (独)労働者健康安全機構・事務管理棟 内] [☎044(431)8660 FAX 044(411)5531]に事前に御連絡のうえ、郵送して下さるようお願い致します。</p>